

令和4年度 地域・農業活性化担い手支援事業

B. 主穀作の省力・低コスト化技術の導入費用助成

事業内容	
募集期間 (事前申請期間)	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 (担い手サポートセンター必着)
本申請期間	令和4年5月1日～ 令和5年1月20日 (担い手サポートセンター必着)
対象者	耕種農業を営む認定農業者・認定新規就農者・生産者組織・農業法人
経営規模 (作付面積)	主穀の面積が3ha以上 ※ 認定新規就農者は経営規模を問いません。
助成対象	<p>① 直播栽培用播種機・防除機</p> <p>② 高性能田植機※ ※ ロボット田植機および直線アシスト機能や可変施肥機能を備えた田植機です。</p> <p>③ 農業用ラジコンボート</p> <p>④ フレコン出荷用機器</p> <p>⑤ 高性能コンバイン※ ※ ロボットコンバインおよび直線アシスト機能や収量等センサーを備えたコンバインです。</p> <p>⑥ 自動操舵システム (田植機・コンバイン用の後付け型)</p> <p>⑦ 水管理システム</p> <p>⑧ 乗用管理機</p> <p>⑨ レーザーレベラー</p> <p>⑩ 麦・大豆用トラクター装着型播種機</p> <p>⑪ 麦・大豆用普通型コンバイン※ ※ 麦や大豆の収穫に使用する汎用コンバインです。(稲・麦兼用の自脱型コンバインは対象外)</p> <p>注) 事前申請の承認を受けてから、令和4年12月末までに購入(代金の支払いを完了)して下さい。</p>
助成金額	<p>助成対象となる農業用機械器具の購入費用(税抜)の50%あるいは50万円のいずれか低い金額です。</p> <p>※ 助成総額には上限があります。そのため、多数の申請があった場合には助成要件を満たしていても助成が受けられないことがあります。</p>
申請手続き (申請時に必要な書類)	<p>【事前申請】</p> <p>物件の購入前に事前申請書(様式B3)、購入予定物件の見積書の写しに加え、以下に該当する方は次の書類を提出いただきます。</p> <p>◆ 認定農業者 ☑ 「農業経営改善計画認定申請書」及び「農業経営改善計画認定書」の写し</p> <p>◆ 認定新規就農者 ☑ 「青年等就農計画認定申請書」及び「青年等就農計画認定書」の写し</p> <p>※ 担い手サポートセンター受付後、2週間程度で審査結果を通知いたします。</p> <p>【本申請】</p> <p>物件の購入(代金の支払いまで)完了後に助成金申請書(様式B4-1)及び領収書等の必要書類を提出いただきます。</p> <p>☑ 助成金申請書(様式B4-1)</p> <p>☑ 助成対象物件の写真 (所定の「地域貢献活動ステッカー」を貼付した状態で撮影したもの)</p> <p>☑ 購入代金が支払い済みであることを証明する書類(領収書等の写し)</p> <p>☑ 農業リスク診断を受けたリスクチェックシート</p>

令和4年度 地域・農業活性化担い手支援事業

助成金の支給にあたっての条件等	<p>① <u>申請する方には農業リスク診断を受けていただきます。また、助成対象の農業用機械器具には地域貢献活動ステッカーを貼付していただきます。</u></p> <p>② <u>助成対象となる農業用機械器具に対して、本助成以外に補助金等を受けている（受ける予定がある）場合は、本助成を申請することはできません。</u></p> <p>③ <u>過去に以下の助成を受けている方と、本助成以外の令和4年度地域・農業活性化担い手支援事業（「鳥獣被害削減・防止対策費用の助成」および「加工・業務用野菜の生産促進奨励」を除く）を活用する予定の方は申請できません。</u></p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施策名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度 平成30年度</td> <td>農業新技術等導入支援助成</td> </tr> <tr> <td>平成31年度 (令和元年度)</td> <td>省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 令和3年度</td> <td>農作業の省力化機械の導入費用助成【R2】 農業新技術の導入費用助成【R3】 水稲栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸(施設)栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸(露地)栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 S-GAP等認証取得費用の助成 6次産業化新商品開発費用の助成</td> </tr> </tbody> </table>	年度	施策名	平成29年度 平成30年度	農業新技術等導入支援助成	平成31年度 (令和元年度)	省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成	令和2年度 令和3年度
年度	施策名							
平成29年度 平成30年度	農業新技術等導入支援助成							
平成31年度 (令和元年度)	省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成							
令和2年度 令和3年度	農作業の省力化機械の導入費用助成【R2】 農業新技術の導入費用助成【R3】 水稲栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸(施設)栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸(露地)栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 S-GAP等認証取得費用の助成 6次産業化新商品開発費用の助成							
助成金支給時期	<p>④ <u>1台あたりの本体価格(税抜)が10万円未満※の場合や、過去に導入済みの農業用機械器具の買替・更新に該当する場合は対象となりません。</u></p> <p>※ <u>10万円未満であっても、水管理システムに限っては複数台を導入することにより合計金額(税抜)が10万円以上となる場合ならば対象となります。</u></p> <p>⑤ <u>個人間で売買した農業用機械器具では申請できません。</u></p> <p>⑥ <u>助成対象となる農業用機械器具に関連する付帯費用(保険料・講習料・登録費用・運搬費用・試運転費用・メンテナンス費用など)、工事費用(電気、水道、土木、建築、付帯設備など)、消耗品代、肥料・農薬代、燃料代は助成の対象となりません。</u></p> <p>⑦ 本助成の支給を受けた農業用機械器具については、利用・取組状況等の報告を求めます。</p> <p>➤ 自動走行(自動運転)機能のある機械器具は、農林水産省『農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン』を遵守して活用してください。</p> <p>令和5年3月末までに支給します。</p>							

「JAグループさいたま地域応援企画」は、がんばる担い手農家を応援するためのJAグループ独自の助成事業です。ぜひご活用ください!

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください

JA・JA埼玉県担い手サポートセンター・JA共済連



農業のために 地域のために 明日のために

JA共済の地域貢献活動